

答 申

審査会の結論

北九州市病院局長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第 1 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成 22 年 1 月 28 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「 市立若松病院の民間委譲など、経営見直しについての検討会設置に関する要項・規定など
の検討会の委員選任及び委嘱に関する文書一切
同検討会の会議に提出された資料及び会議の記録など関係文書等の一切」

2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 22 年 2 月 12 日付で、行政文書の一部開示の決定（平成 22 年 2 月 12 日付北九病総第 263 号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成 22 年 2 月 25 日に受領した。

3 異議申立人は、平成 22 年 4 月 2 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第5号該当性について

ア 北九州市立若松病院譲渡検討会（以下「検討会」という。）の構成員は、構成員名を公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けて、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは、考えられない。検討会の検討内容は、市有財産の譲渡先の決定であるとともに、市民の健康・生命を守るべき地域の中核病院の運営主体を決定するものであるから、当然に市民注視のもとで公然と行われるべきものである。検討会の構成員は、それぞれの専門的立場から客観的に意見を述べるものと考えられるので、名前等が公開されて市民からの要望等が届けられることによって、見解や意見が歪められるという性格のものではない。

イ 威嚇などの具体的な「外部からの圧力」がないにもかかわらず、抽象的な「おそれがある」との理由で、いたずらに情報を不開示とすることは「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」との本市情報公開条例の目的を損なうものである。

ウ 「検討会の構成員就任について」、「就任承諾書」、「第1・2回検討会会議録」についても前記ア、イと同じことが言える。

(2) 条例第7条第2号及び第6号該当性について

ア 検討会第2回参考資料の「新たに運営する病院に関する計画（戸畑病院応募書類）」（以下「戸畑病院運営計画」という。）については、すでに完結した過去の案件であり、これを公開することによって「正当な利益を害する」という具体的おそれがあるとは考えられない。このような一般的な「おそれ」によって公開を抑制することは、情報公開条例の目的に反する。

イ 市立病院の買収への応募にあたって「公開しないことを前提に提供された情報」が何を意味するものか明確でないが、病院事業の継承者になるものという点で考えれば、それまでに市立病院が行ってきた医療事業の継続と、公共性をどの程度守ることができるかという点が重要な評価基準になるべきものと思われる。そのように考えると、応募書類の中で本来公表すべきでない

情報の範囲というものは小さいと考えられ、仮に、これを公開した場合に今後類似事業への支障が懸念されるとの理由も成り立ちにくい。

ウ 公開しないことを条件として認めるとしても、そのすべてを非公開とすべきものであるとは考えにくく、いかなる文書が存在するのかさえ明らかにしない処分庁の対応は不適切である。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 条例第7条第5号該当性について

(1) 検討会の構成員名及び検討会会議録については、これを公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けて、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(2) 若松病院譲渡に係る条件、審査基準の設定及び譲渡先の選定等を行うにあたっては、公平性や中立性の確保が強く求められるところであるが、結論が得られていない段階において、検討会の「構成員名」及び「会議録」を公にすることによって、外部からの圧力、干渉等の影響を受けて、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(3) 検討会は、病院を譲渡するため、条件、審査基準及び譲渡先の選定等、極めて秘匿性の高い内容を検討するものであり、市民注視のもとで公然に行うものではない。また、個々の構成員が市民からの要望等を個別に聞き取り、取り入れるべき性格のものでもない。さらに、市民等の関心も非常に高く、個々の構成員への外部からの圧力、干渉等は十分予想されるところである。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 戸畑病院運営計画については、戸畑病院の譲渡先の募集にあたり、公開することを予定することなく、応募法人から提出された計画であって、当該法人のノウハウ等が含まれていることから、当該計画を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 当該計画を提出した法人は、現在も病院を運営しており、そのノウハウ等が

含まれ、かつ、公にしないとの条件の下に提供された情報である。

3 条例第7条第6号該当性について

戸畑病院運営計画については、公にしないとの条件の下に提供された情報であり、公にすることにより、情報提供者との信頼関係が損なわれるとともに、今後類似の業務を行う際情報の円滑な提供がなされなくなるおそれがある。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、

「 市立若松病院の民間委譲など、経営見直しについての検討会設置に関する要項・規定などの検討会の委員選任及び委嘱に関する文書一切
同検討会の会議に提出された資料及び会議の記録など関係文書等の一切」である。

(2) 実施機関は、本件行政文書として次の文書を特定している。

- ・ 検討会構成員名簿（以下「構成員名簿」という。）
- ・ 検討会構成員就任について（以下「就任依頼」という。）
- ・ 検討会就任承諾書（以下「就任承諾書」という。）
- ・ 第1回及び第2回検討会配布資料
- ・ 第1回及び第2回検討会会議要旨
- ・ 第1回及び第2回検討会会議録

実施機関は、北九州市立若松病院を公募により医療法人等に譲渡するにあたり、公募の条件の設定、譲渡先の審査選定を行うため、民間有識者等により構成する検討会を平成21年12月に設置した。

構成員名簿は、構成員の氏名及び役職等が記載されている。

就任依頼は、実施機関が検討会の構成員予定者宛てに送付した、構成員就任を依頼する文書である。

就任承諾書は、構成員予定者が実施機関宛てに送付した、構成員就任の承諾書である。

検討会は、第1回が平成21年12月25日に、第2回が平成22年1月12日に開催され、開催毎に配布資料、会議要旨、会議録が作成されている。

(3) 本件行政文書のうち不開示情報(以下「本件不開示情報」という。)は、次のとおりである。

- ア 構成員名簿
- イ 就任依頼
- ウ 就任承諾書
- エ 第1回及び第2回検討会会議録(以下、併せて「会議録」という。)
- オ 戸畑病院運営計画

実施機関は、アからエまでについては条例第7条第5号、オについては条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして、不開示としている。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、次の3点に要約される。

- (1) 本件不開示情報が条例第7条第5号に該当するか否か(争点1)
- (2) 本件不開示情報が条例第7条第2号に該当するか否か(争点2)
- (3) 本件不開示情報が条例第7条第6号に該当するか否か(争点3)

3 条例第7条第5号該当性についての判断(争点1)

(1) 条例第7条第5号の構造

条例第7条第5号は、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とすることを規定している。

本号は、意思形成の過程の中にある情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的な情報と誤解され、市民の間に無用の混乱を招いたりする場合があるので、このようなおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

一方、条例第1条では、「市政に関し市民に説明する責務を全うされるようにし、市民的確な理解と批判のもとにある公正で民主的な市政の推進に資すること」を目的としており、市政運営の説明責務、市政の透明性及び市民との情報の共有化を図るためにも、意思決定後の情報を公開するだけでは不十分であり、最終決定に至る前の段階の情報についても公開することが必要な場合もある。

そこで、本号の該当性の判断に当たっては、審議、検討又は協議に関する情報の内容、性質などに照らし、検討段階の情報を開示することによる利益と公にされないことにより保護される率直な意見の交換や意思決定の中立性を比較した上で、開示することの公益性を考慮しても、なお、行政の適正な意思決定に対する支障が大きい場合は、本号の「不当に」に該当し、これを不開示とすべきものと解釈するのが相当である。

このような規定の趣旨に従い、以下のとおり検討する。

(2) 本件不開示情報のうち、本号に該当するとして不開示とされた情報は、前記1、(3)アからエまでの情報である。

(3) 本号該当性判断

ア 構成員名簿、就任依頼、就任承諾書

実施機関は、「検討会は、譲渡条件、選定の際の審査基準を定めた上、譲渡先の選定まで行うものである。開示請求時には譲渡先選定前であり、選定前に委員名が知られると、外部からの圧力、干渉等もありうると考えたので、構成員名は不開示とした。構成員名を不開示にすれば、他の部分を開示しても意味がないと考えたので、構成員名簿、就任依頼、就任承諾書は全部不開示とした。譲渡先選定後には、構成員名も公開している。」と説明している。

構成員名簿、就任依頼、就任承諾書は、検討会の設置のために、実施機関が作成、又は取得した文書であり、本号における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当すると言ふべきである。

このうち、構成員名簿について検討すると、確かに、譲渡先の決定前に構成員名を開示した場合、構成員に対する外部からの圧力、干渉等のおそれが全くないとは言いきれない。

しかし、この検討会は、北九州市立若松病院を譲渡するという前提で、公募の条件の設定や譲渡先の審査、選定等を行うために設置されたものであり、病院という特殊性からして、応募者は限定され、外部からの圧力、干渉等のおそれは相対的に低いこと、平成22年6月4日の譲渡先決定の公表資料を見分したところ、譲渡先は、検討会が決定するのではなく、検討会の検討結果

を参考に北九州市が決定していること、譲渡先の適正性、経営基盤などの項目について構成員が採点しているが、検討会の審査結果においては、構成員の氏名は記号化され、どの構成員が採点したかを特定することはできないことなどが認められる。

これらの事情を勘案すれば、構成員名簿を本件処分時に開示したとしても、外部からの圧力、干渉等の影響を受けて、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれは比較的低いと考えられる。

加えて、本件は市立病院の譲渡という市民の関心が高い案件であること、また、本市では、附属機関以外の会合で、学識経験者、市民等の意見を求め、市政運営上の参考とするために開催される会合を「市政運営上の会合」と位置付けており、検討会もこれに該当するが、市政運営上の会合の構成員については、特別の事情がない限り、ホームページ等で公開することが原則になっていることなども考慮すれば、構成員名を開示することの公益性は、開示することによる支障を相当程度上回っていると言ふべきである。

したがって、構成員名簿については、条例第 7 条第 5 号に該当しないので、開示することが妥当である。

また、就任依頼並びに就任承諾書のうち構成員の住所及び印影を除いた部分についても、公にすることにより本号に該当するような重大な支障は認められないため、開示することが妥当である。

なお、就任承諾書に記載されている構成員の住所及び印影は、条例第 7 条第 1 項の個人情報に該当し、不開示とすべき情報であることは明らかであるので、当審査会は、不開示と判断する。

イ 会議録

実施機関は、「検討会は、譲渡条件、選定の際の審査基準を定めた上、譲渡先の選定まで行うものである。選定前の段階において、詳細な会議録が公になると、外部からの圧力、干渉等もありうると考えたので、不開示とした。」と説明している。

会議録は、検討会の会議の内容についての実施機関による記録であり、本号における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当すると言ふべきである。

当審査会で見分したところ、会議録には、開催日時、場所、出席者、また、会議内容として、出席者による検討会での発言内容の詳細が記載されている。

このうち、会議録に記載されている発言内容について検討すると、これらは、譲渡先選定方法の決定、募集要項の作成に向けての意見交換の内容であり、検討会での協議を通じて修正され、譲渡先選定方法や募集要項が策定されたものといえる。

これら発言内容のように、検討会における検討の詳細が、譲渡先選定方法の決定前に公にされることになると、外部からの圧力等の影響により率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる可能性を否定できず、市民の誤解を招き、混乱を生じさせるおそれがあると言うべきである。

また、実施機関は、これら会議の進捗を広く市民に知らせるため、会議の内容を会議要旨にまとめ、ホームページで公表しているが、会議要旨には、会議録に記載されているような詳細な発言内容については、記載されていなかった。このことから、詳細な発言内容については、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるため秘匿すべき情報としての実質を備えていると認められる。

さらに、審議内容の開示は、ホームページにおいて会議要旨を公開することにより考慮されており、会議録の詳細な発言内容まで公開しないと公益性が担保できないというわけではない。

よって、会議録に記載されている発言内容は、基本的に、本号に該当し、不開示とするのが妥当である。

しかしながら、不開示部分のうち、開催日時、場所、出席者のように、会議要旨において公表されている内容と同一のものについては、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはない。また、会議録のタイトルや、検討会の日程調整に係る記載についても、情報公開の公益性との比較において、開示による行政の適正な意思決定に対する支障は小さいと考えられる。

したがって、下記(ア)から(オ)までの部分については、本号該当性が認められないので開示すべきであり、その余の部分、すなわち会議録に記載されている実質的発言内容に限り、本号該当性を認めて不開示とするのが妥当である。

(第1回、第2回共通)

- (ア) 会議録のタイトル
- (イ) 開催日時
- (ウ) 場所
- (エ) 出席者
- (オ) 会議内容のタイトル部分と、「 」ではじまる箇条書きの部分

4 条例第7条第2号該当性についての判断(争点2)

(1) 条例第7条第2号の構造

条例第7条第2号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団

体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

(2) 本件不開示情報のうち、本号に該当するとして不開示とされた情報は、前記1、(3)オの戸畑病院運営計画である。

(3) 本号該当性判断

戸畑病院運営計画は、平成13年度に北九州市立戸畑病院(以下「戸畑病院」という。)の譲渡先を公募した際、応募法人より実施機関に提出された応募書類の一部であり、検討会で募集要項を作成するための参考資料として、第2回検討会において配布されている。

これには、経営理念、公共的医療への取り組みや病院経営に対する考え方、人員計画、収支計画等、新たに運営する病院に関する応募法人の方針等が詳細に記載されている。これらの情報は、当該法人が新たに病院を運営する上での内部的事項と言うべき情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると言える。

また、開示された第2回検討会の配布資料1「北九州市立戸畑病院移譲先公募要領」によると、応募書類等の著作権は、応募者に帰属しており、北九州市が事業者決定の公表等で必要な場合に限り、応募書類等の内容を使用できるものとされている。

戸畑病院の場合、応募の概況、決定した移譲先の法人名及びその提案内容の概要については、公表することになっており、実施機関は平成14年1月24日に、移譲先決定について記者発表を行っているが、記者発表によって公表された内容を見分したところ、移譲先に決定した法人が、「急性期からリハビリまで幅広い医療の提供を目指している」ことや、「戸畑区内の保健・医療・福祉団体との連携や地元医療機関との病診・症病連携において十分実績がある」ことなど、当該法人への総合的な評価に止まるものであり、戸畑病院運営計画に記載されているような応募法人の計画の詳細までは公表されていない。

本件請求において、戸畑病院の移譲先決定における記者発表の内容を超えて、戸畑病院に関する応募法人の詳細計画を開示することは、上記公募要領に抵触するおそれが高いと言わざるを得ない。

このことは、戸畑病院運営計画は譲渡が決定した医療法人の経営上のノウハウであって、公にしないと条件の下に提供された情報であるとする、実施機関の主張に整合するものであり、同計画については、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため秘匿すべき情報としての実

質を備えていると認められる。

したがって、戸畑病院運営計画は、条例第 7 条第 2 号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

5 条例第 7 条第 6 号該当性についての判断（争点 3）

戸畑病院運営計画は、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当であるので、条例第 7 条第 6 号該当性については判断しないものとする。

6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

以上

別表

| 行政文書の種類 | 開示すべき部分 |
|----------------|---|
| 構成員名簿 | 全部開示 |
| 就任依頼 | 全部開示 |
| 就任承諾書 | 構成員の住所及び印影を除いたその余 |
| 会議録（第1回、第2回共通） | 会議録のタイトル 開催日時 場所 出席者 会議内容のタイトル部分と、「 」で はじまる箇条書きの部分 |